

乳成分等測定用サンプルの等量採取法実施方法

1 等量採取の実施にあたっての考え方

乳用牛群検定普及定着化事業における検定業務の合理化及び検定費用の軽減のための乳成分等測定用サンプルの採取法について今回、検定日の夕・朝おのおの等量ずつ採取し、これを合乳して測定する方法が可能になった。

しかし、搾乳間隔の長短等により、乳成分率等に変動を及ぼす可能性があることから、実施する場合には、2の方法により、実施するものとする。

2 等量採取法の実施方法

実施に当たっては、検定農家に対して、事前に事業実施主体の指導のもと、検定組合事務局及び検定員から以下の内容を十分に説明し、検定農家の意向によって実施するものとする。

(1) 2回搾乳の場合

- ① 夕朝の搾乳間隔が11時間30分～13時間の範囲内の場合にのみ、採取出来るものとする。
- ② 夕朝の搾乳間隔が11時間30分～13時間の範囲外の場合は、等量採取は出来ない。範囲外で等量採取をした場合は、再立会または検定記録を取り消すものとする。
- ③ 夕朝の搾乳間隔を、可能な限り等間隔（12時間）に近づけるものとする。
- ④ 夕朝の検定牛の搾乳順序は変えないものとする。
- ⑤ サンプルは、夕朝それぞれ最低12ccずつ、合計で最低24ccを1容器に採取する。

(2) 3回搾乳の場合

- ① 適切な分析が可能になるまで、等量採取法は実施しないものとする。

(平成9年3月18日全国牛群検定推進会議)